



資料 2

諮問第 1 1 2 号

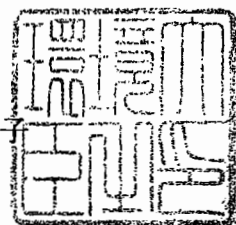
環保企発第040204001号

平成 1 6 年 2 月 4 日

中 央 環 境 審 議 会

会 長 森 嵩 昭 夫 殿

環 境 大 臣 小 池 百 合



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付
基礎月額の改定について（諮問）

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎
月額及び遺族補償標準給付基礎月額を平成 1 6 年 4 月分から別記のとおり
改定することについて、同法第 2 6 条第 2 項及び第 3 1 条第 2 項の規定に
基づき貴審議会の意見を求める。

(別 記)

障 害 補 償 標 準 給 付 基 礎 月 額

(単位：千円)

年 齢 階 層	性 別	
	男	女
1 5 ～ 1 7 歳	1 2 0 . 3	1 0 6 . 4
1 8 ～ 1 9	1 5 3 . 2	1 3 5 . 3
2 0 ～ 2 4	1 8 3 . 6	1 6 2 . 8
2 5 ～ 2 9	2 2 3 . 2	1 8 6 . 5
3 0 ～ 3 4	2 6 8 . 1	2 0 4 . 5
3 5 ～ 3 9	3 1 1 . 0	2 1 5 . 8
4 0 ～ 4 4	3 3 7 . 8	2 1 1 . 3
4 5 ～ 4 9	3 5 4 . 6	2 0 5 . 7
5 0 ～ 5 4	3 5 9 . 6	2 0 1 . 3
5 5 ～ 5 9	3 4 2 . 1	1 9 5 . 2
6 0 ～ 6 4	2 5 0 . 3	1 6 5 . 6
6 5 ～	2 3 3 . 2	1 7 5 . 3

遺 族 補 償 標 準 給 付 基 礎 月 額

(単位：千円)

年 齢 階 層	性 別	
	男	女
0 ～ 1 4 歳	7 8 . 9	7 8 . 9
1 5 ～ 1 7	1 0 5 . 3	9 3 . 1
1 8 ～ 1 9	1 3 4 . 1	1 1 8 . 4
2 0 ～ 2 4	1 6 0 . 6	1 4 2 . 5
2 5 ～ 2 9	1 9 5 . 3	1 6 3 . 2
3 0 ～ 3 4	2 3 4 . 6	1 7 9 . 0
3 5 ～ 3 9	2 7 2 . 1	1 8 8 . 8
4 0 ～ 4 4	2 9 5 . 6	1 8 4 . 9
4 5 ～ 4 9	3 1 0 . 3	1 8 0 . 0
5 0 ～ 5 4	3 1 4 . 6	1 7 6 . 2
5 5 ～ 5 9	2 9 9 . 4	1 7 0 . 8
6 0 ～ 6 4	2 1 9 . 0	1 4 4 . 9
6 5 ～	2 0 4 . 0	1 5 3 . 4



中環審第179号

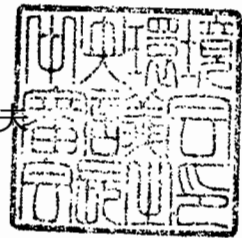
平成16年2月4日

中央環境審議会環境保健部会

部会長 鈴木継美 殿

中央環境審議会

会長 森 嶋 昭 夫



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付
基礎月額の改定について（付議）

平成16年2月4日付け環保企発第040204001号をもって、環境大臣より
当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営
規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。

障害補償標準給付基礎月額・遺族補償標準給付基礎月額について

1. 障害補償標準給付基礎月額

被認定者の指定疾病による障害の程度に応じて支給する障害補償費の算定の基礎となる額。性別・年齢階層別に定める。

区分	障 害 の 程 度	給付率
特級	労働することができず、日常生活に著しい支障を受ける程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、当該指定疾病について常時介護を必要とするもの	1.0
1 級	労働することができず、日常生活に著しい支障を受けるか、又は労働してはならず、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	1.0
2 級	労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加え、日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.5
3 級	労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、又は労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.3

2. 遺族補償標準給付基礎月額

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者の遺族に対して支給する遺族補償費及び遺族補償一時金の算定の基礎となる額。性別・年齢階層別に定める。

(参照条文)

○公害健康被害の補償等に関する法律
(昭和四十八年十月五日法律第百十一号)

(障害補償費の額)

第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額（指定疾病による障害の程度が前条第一項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあっては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額）とする。

2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

(遺族補償費の額)

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

3 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令
(昭和四十九年八月二十日政令第二百九十五号)

(障害補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十二条 障害補償標準給付基礎月額は、法第四条第一項又は第二項の認定を受けた者（法第六条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定者」という。）の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。

(遺族補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十七条 遺族補償標準給付基礎月額は、死亡した被認定者又は法第六条の規定による申請に基づいて行われた認定に係る死亡者の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。

○公害健康被害補償法の実施に係る重要事項について（抄）

（昭和49年8月12日 中央公害対策審議会答申）

6 標準給付基礎月額の算定について

(1) 障害補償費及び遺族補償費の標準給付基礎月額は、「賃金構造基本統計調査報告」を用いて、性別及び年齢階層別に区分して定めることが適当である。世帯主、世帯員の別を設けることは、世帯員の給付水準を引き下げる要因にもなりかねず、制度として定型化を行う以上、全労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金を基礎として標準給付基礎月額を定めることはやむを得ないものとする。

(2) 給付水準は、障害補償費にあつては「賃金構造基本統計調査報告」による労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金の八〇パーセント、遺族補償費にあつては七〇パーセントとすることが適当である。

(3) 標準給付基礎月額は、毎年定めるべきであるとする。この場合、その算定の基礎となる賃金は、前年の賃金実績（注）によることとし、その基礎となるデータは労働省の「賃金構造基本統計調査報告」及び同省の「春闘による賃金引上げ状況調査報告」を用いることとする。

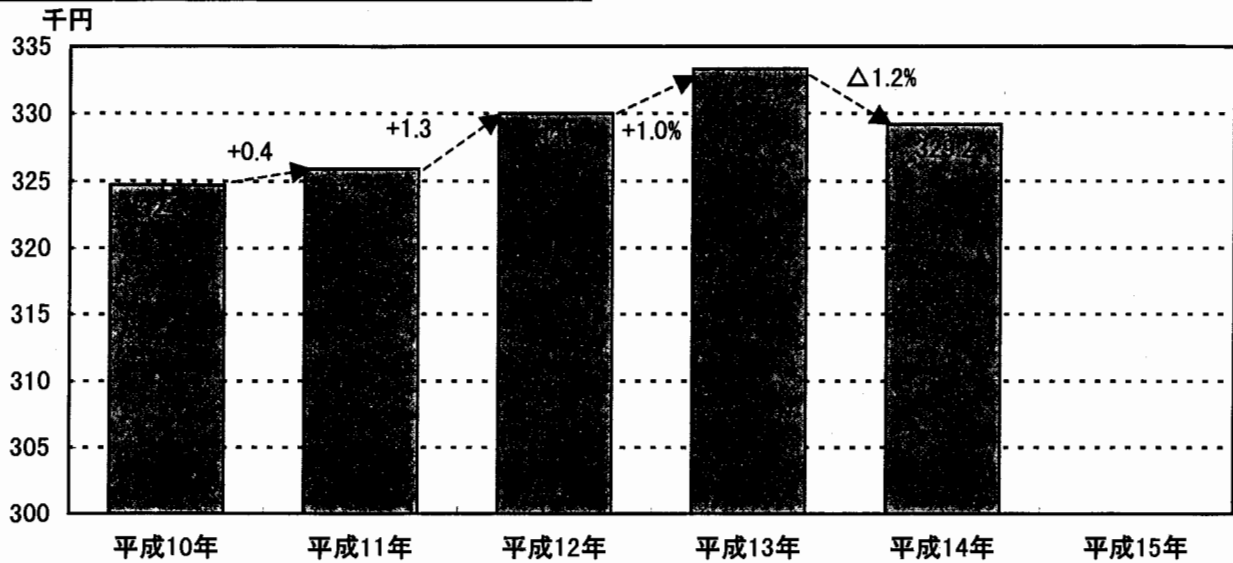
なお、初年度である昭和四十九年度においては、制度の実施時期（同年九月）との関係で同年度の賃金の動向が推定できるところから、四十八年の賃金実績に四十九年の賃金の動向を織り込み補正を加えたものを基礎として標準給付基礎月額を算定するものとする。従つて、昭和五十年年度の標準給付基礎月額は、昭和四十九年度の場合と同額となる。

（注）「前年の賃金実績」を基礎とするのは次の理由による。即ち本制度では単一年度収支均衡の建前をとり、収支の見込額は年度開始前に決定することとしている。従つてその年度の障害補償費の算定の基礎となる標準給付基礎月額は年度開始前に決定し、告示する必要がある。この場合、その時点で得られる賃金に関するデータは、前々年の「賃金構造基本統計調査報告」（実績が公表されるのは翌年の六月ないし七月）と前年の「春闘による賃金引上げ状況調査報告」であるので、これから「前年の賃金実績」を求め、その実績を基礎としてその年度の標準給付基礎月額を算定することになる。

(4) 年齢階層の区分は原則として五歳きざみとするが、二〇歳未満の者にあつては一五～一七歳、一八・一九歳とすることが実情にかなつた方法であるとする。「賃金構造基本統計調査報告」では把握されていない六五歳以上の者については、老齢化に伴う労働能力の減退をどう考えるかという問題はあるとしても一つのグループとして取り扱つてよいとする。

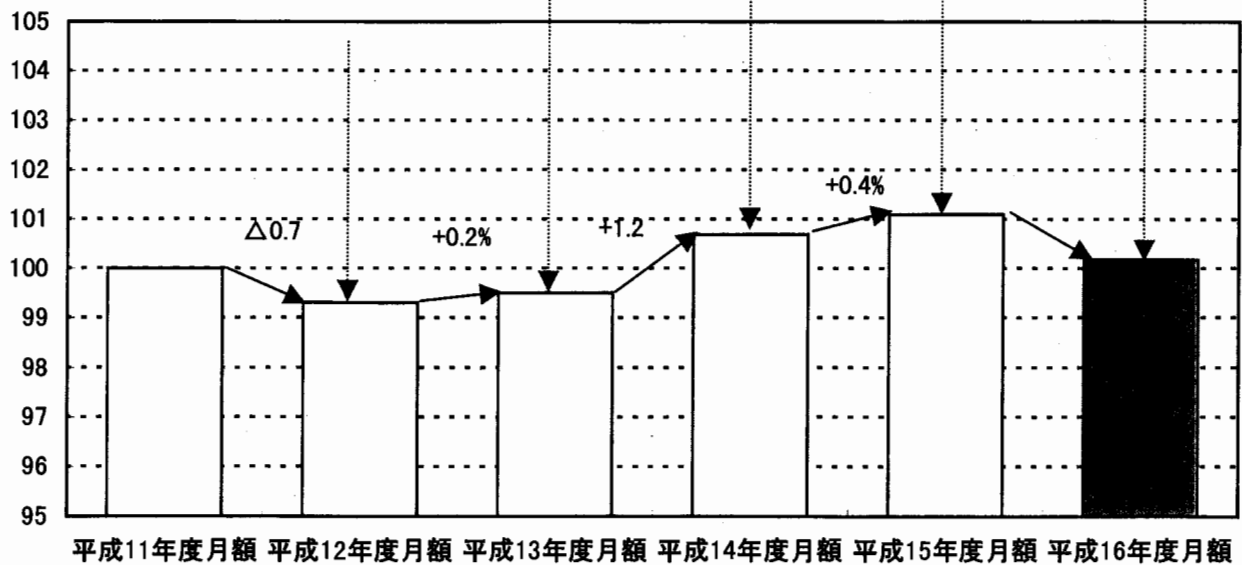
障害補償標準給付基礎月額の推移

I 賃金構造基本統計調査報告実績の推移(平均賃金)



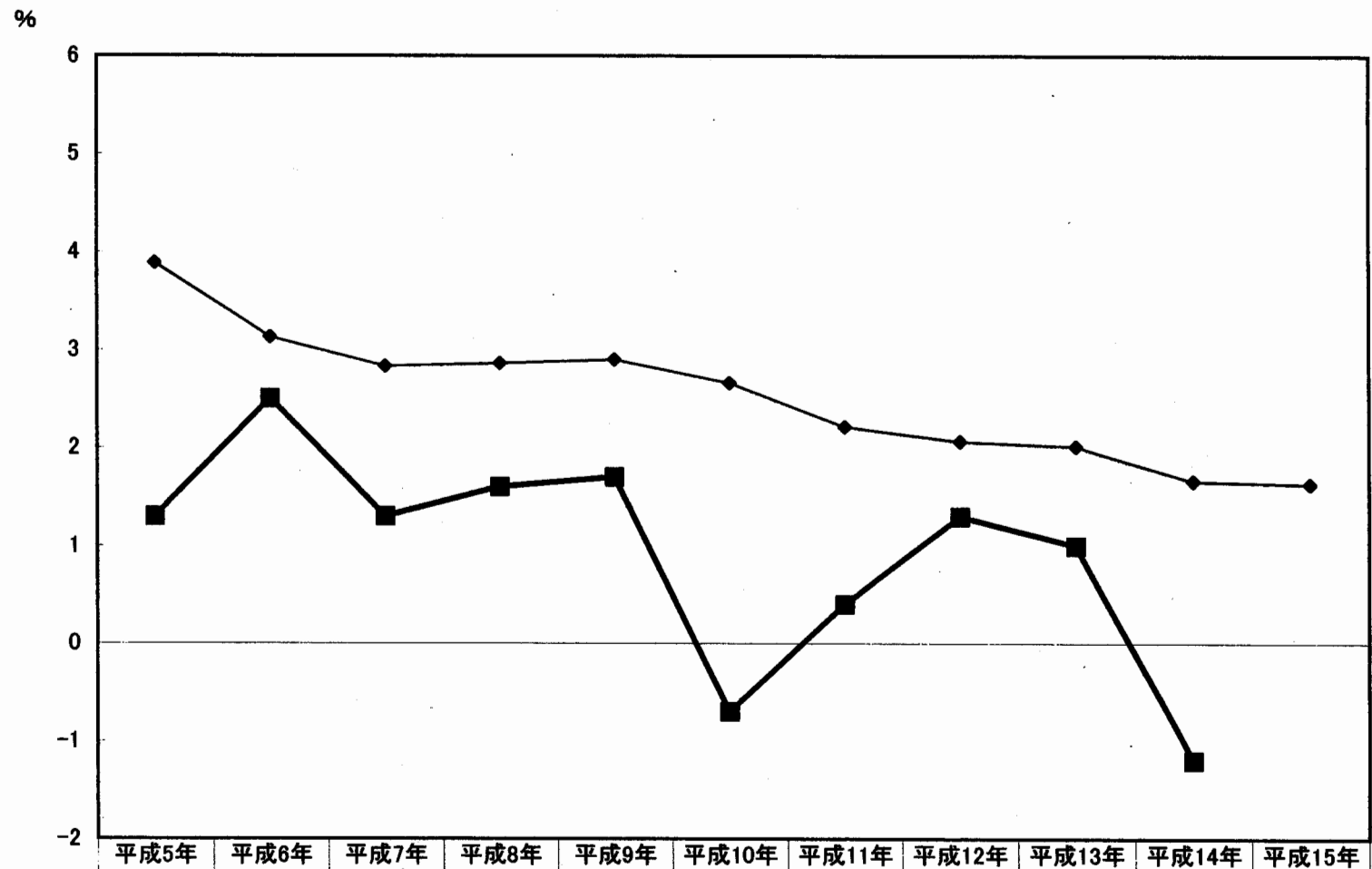
11年推計賃金 =平成10年 ×1.010 ↓ 給付基礎月額 =11年推計賃金 ×0.8	12年推計賃金 =平成11年 ×1.010 ↓ 給付基礎月額 =12年推計賃金 ×0.8	13年推計賃金 =平成12年 ×1.010 ↓ 給付基礎月額 =13年推計賃金 ×0.8	14年推計賃金 =平成13年 ×1.008 ↓ 給付基礎月額 =14年推計賃金 ×0.8
--	--	--	--

II 障害補償標準給付基礎月額の推移



(注) I は、賃金構造基本統計調査報告実績平均賃金の男女平均の推移
 II は、平成11年度の障害補償標準給付基礎月額を100とした場合の推移
 いずれも年度比の推移をみるために作成したものである。

春闘及び賃金センサスのアップ率の推移(過去10年)



	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
◆ 春闘アップ率	3.89	3.13	2.83	2.86	2.90	2.66	2.21	2.06	2.01	1.66	1.63
■ 賃金センサスアップ率(10人～)	1.3	2.5	1.3	1.6	1.7	-0.7	0.4	1.3	1.0	-1.2	

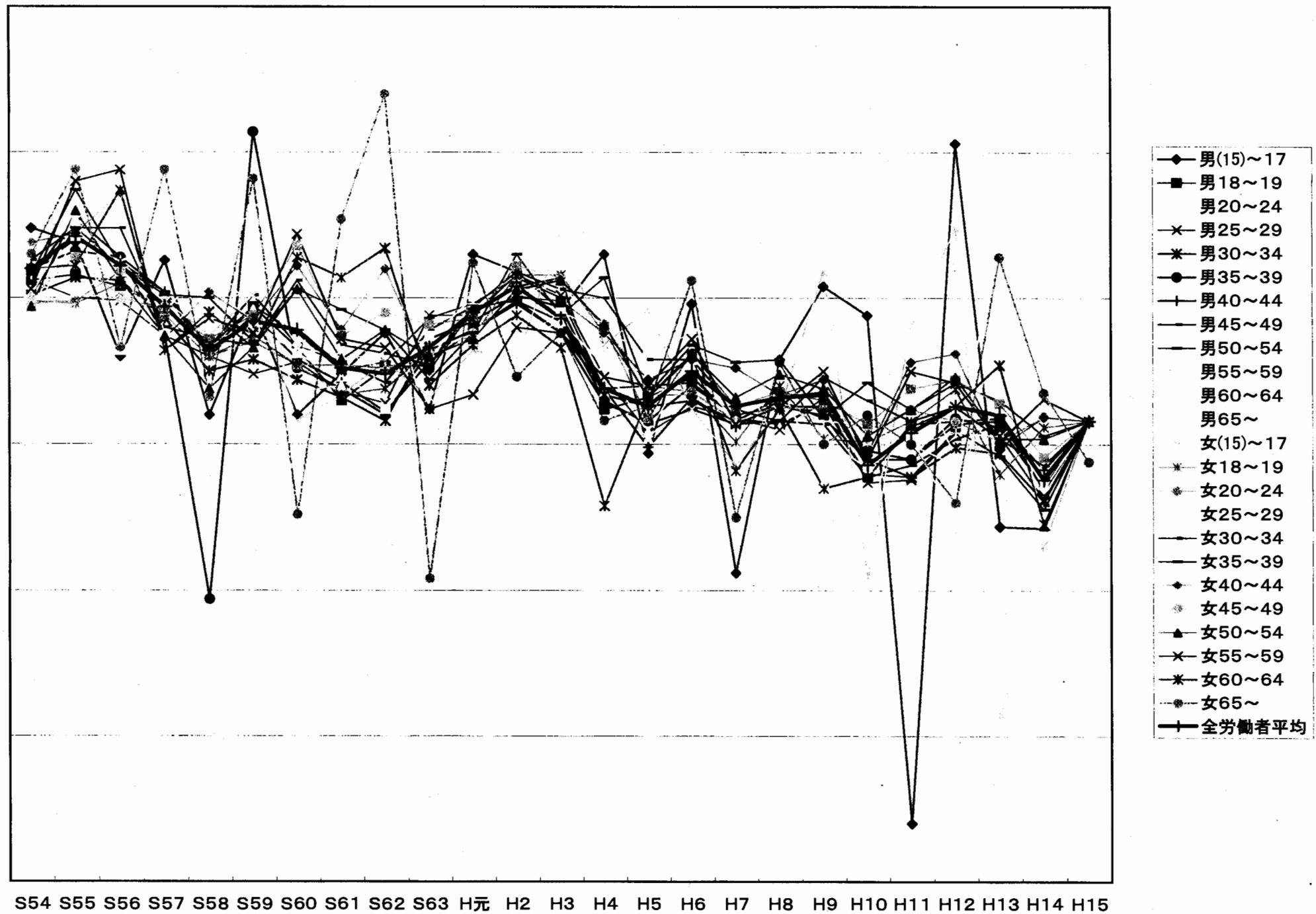
春闘 民間主要企業春季賃上げ状況
賃金センサス 賃金構造基本統計調査

厚労省賃金構造統計基本調査報告(実績)の対前年増減表

(単位:千円)

	平成 14 年			
男女計、年齢計 (対前年アップ率)	▲4.1千円 ▲1.2%			
年 齢 計	男 子		女 子	
	▲5.8千円 ▲1.6%		+1.7千円 +0.7%	
(年齢階層)	増減額	増減率	増減額	増減率
~ 17	(千円) ▲4.4	(%) ▲2.9	(千円) ▲4.7	(%) ▲3.4
18 ~ 19	▲3.0	▲1.6	+1.0	+0.6
20 ~ 24	▲2.9	▲1.3	+1.9	+1.0
25 ~ 29	▲5.3	▲1.9	+3.1	+1.4
30 ~ 34	▲6.5	▲1.9	▲1.8	▲0.7
35 ~ 39	▲5.7	▲1.5	+0.8	+0.3
40 ~ 44	▲3.6	▲0.9	+2.4	+0.9
45 ~ 49	▲4.8	▲1.1	▲1.1	▲0.4
50 ~ 54	▲10.1	▲2.2	+0.5	+0.2
55 ~ 59	▲6.4	▲1.5	+3.7	+1.6
60 ~ 64	▲10.0	▲3.1	▲5.7	▲2.7
65 ~	▲3.8	▲1.3	+3.8	+1.8
単純平均	▲5.5	▲1.8	+0.3	+0.1

賃金センサスアップ率のトレンドと15年予測



年齢階層別賃金センサスアップ率における全労働者平均アップ率からの当年乖離(x)と翌年乖離(y)との相関分析概要1

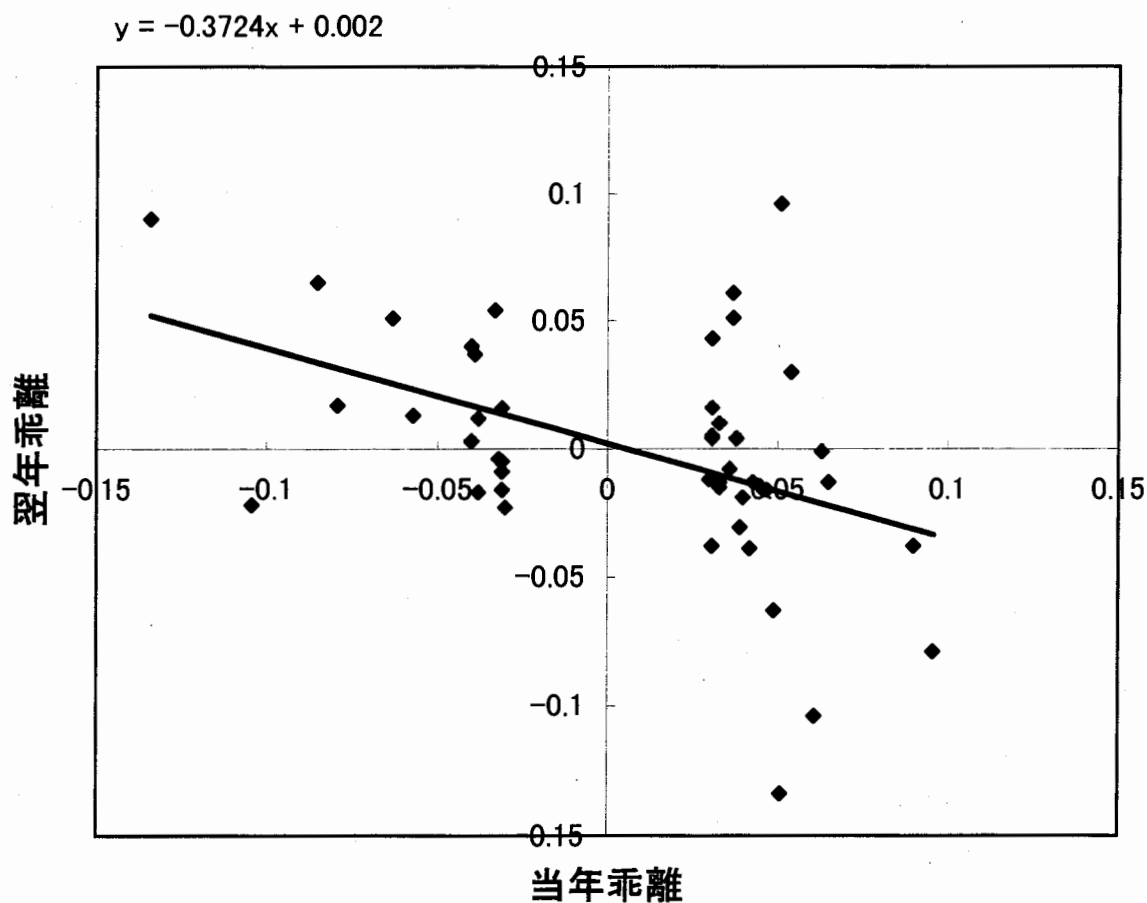
回帰統計

重相関 R	0.446465095
重決定 R2	0.199331081
補正 R2	0.18113406
標準誤差	0.040063174
観測数	46

分散分析表

	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	1	0.017582	0.017582	10.95405023	0.00187
残差	44	0.070623	0.001605		
合計	45	0.088204	2σ±	0.08	

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	0.002043766	0.005963	0.342748	0.733420486	-0.00997	0.014061	-0.00997	0.014061
当年乖離	-0.372412152	0.112522	-3.30969	0.001869873	-0.59918	-0.14564	-0.59918	-0.14564



年齢階層別賃金センサスアップ率における全労働者平均アップ率からの当年乖離(x)と翌年乖離(y)との相関分析概要2

(分析概要1から統計学的手法に基づくデータ処理後の分析結果)

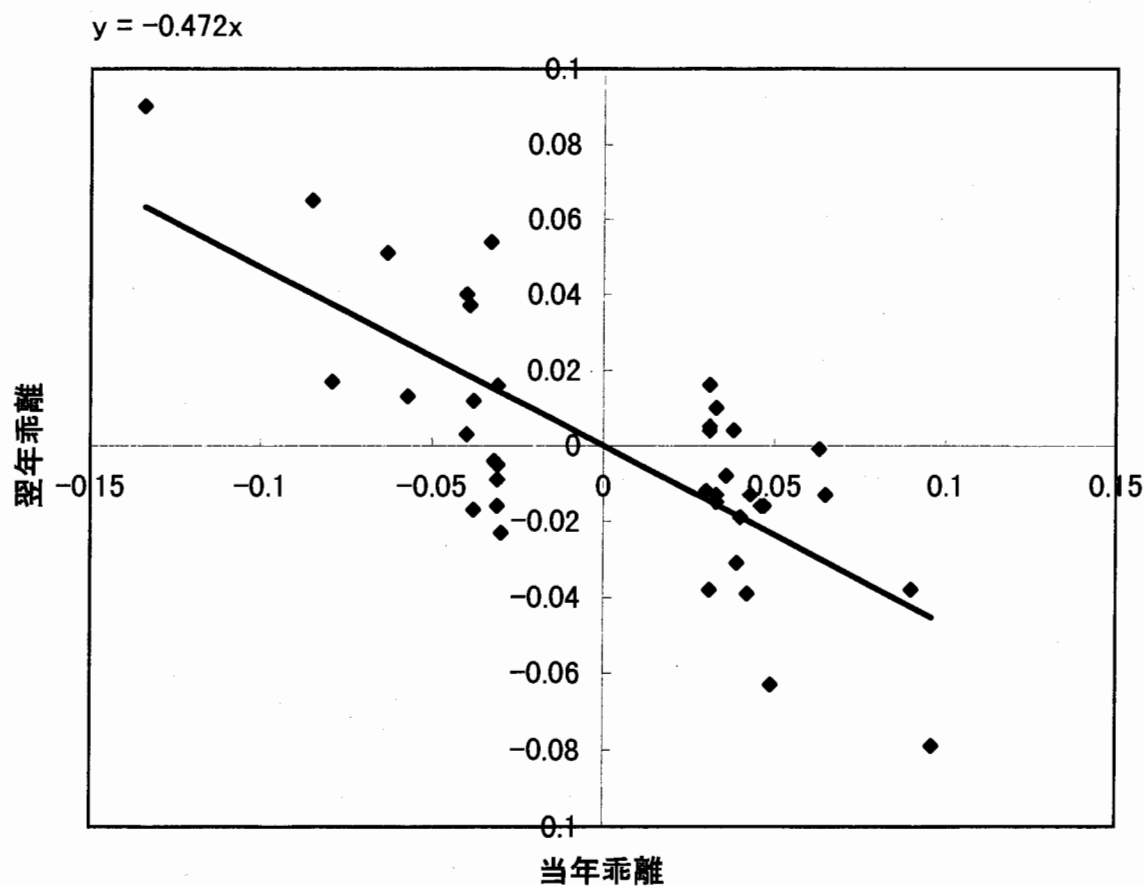
回帰統計	
重相関 R	0.749869414
重決定 R2	0.562304137
補正 R2	0.53527711
標準誤差	0.021918736
観測数	38

分散分析表

	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	1	0.022837	0.022837	47.53358406	4.52E-08
残差	37	0.017776	0.00048		
合計	38	0.040613	2σ±	0.044	

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	0	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
当年乖離	-0.471967479	0.068354	-6.90478	3.79775E-08	-0.61047	-0.33347	-0.61047	-0.33347

当年乖離 観測値グラフ



賃金センサス実績値				
	H13	H14	増減額	増減率
全労働者平均	333.3	329.2	△ 4.1	△1.2%

性	年齢階層	補正係数	切片	H14乖離差	推計アップ率0.8%の場合	
					H15乖離差	H15アップ率
男	該当なし	-0.472	0.0000		0.0000	1.008
女	65～	-0.472	0.0000	0.030	-0.0142	0.994

H16遺族補償標準給付基礎月額試算

賞金センサス実績値						推計アップ率0.8%					
全労働者平均						0.8%				補正後	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率						H16給付 増減額 増減率				H16給付 増減額 増減率	
H13 H14 増減額 増減率											

性	年齢階層	補正係数	切片	H14乖離差	推計アップ率0.8%の場合	
					H15乖離差	H15アップ率
男	該当なし	-0.472	0.0000		0.0000	1.008
女	65～	-0.472	0.0000	0.030	-0.0142	0.994

補償給付等の改定について（案）

1. 障害補償標準給付基礎月額額の改正（告示改正）

（単位：千円、％）

	男 子			女 子		
年齢階層	15 年 度	16年度(案)	アップ率	15 年 度	16年度(案)	アップ率
15 ～ 17	126.2	120.3	△ 4.7	116.0	106.4	△ 8.3
18 ～ 19	155.6	153.2	△ 1.5	134.5	135.3	0.6
20 ～ 24	185.9	183.6	△ 1.2	161.2	162.8	1.0
25 ～ 29	227.4	223.2	△ 1.8	184.0	186.5	1.4
30 ～ 34	273.4	268.1	△ 1.9	206.0	204.5	△ 0.7
35 ～ 39	315.6	311.0	△ 1.5	215.2	215.8	0.3
40 ～ 44	340.7	337.8	△ 0.9	209.4	211.3	0.9
45 ～ 49	358.4	354.6	△ 1.1	206.6	205.7	△ 0.4
50 ～ 54	367.7	359.6	△ 2.2	200.9	201.3	0.2
55 ～ 59	347.3	342.1	△ 1.5	192.2	195.2	1.6
60 ～ 64	253.2	250.3	△ 1.1	170.2	165.6	△ 2.7
65 ～	228.7	233.2	2.0	170.0	175.3	3.1
平均アップ率	△ 1.5			△ 0.3		

男女計平均アップ率 △ 0.9

2. 遺族補償標準給付基礎月額額の改正（告示改正）

（単位：千円、％）

	男 子			女 子		
年齢階層	15 年 度	16年度(案)	アップ率	15 年 度	16年度(案)	アップ率
0 ～ 14	84.2	78.9	△ 6.3	84.2	78.9	△ 6.3
15 ～ 17	110.4	105.3	△ 4.6	101.5	93.1	△ 8.3
18 ～ 19	136.2	134.1	△ 1.5	117.7	118.4	0.6
20 ～ 24	162.7	160.6	△ 1.3	141.1	142.5	1.0
25 ～ 29	199.0	195.3	△ 1.9	161.0	163.2	1.4
30 ～ 34	239.2	234.6	△ 1.9	180.2	179.0	△ 0.7
35 ～ 39	276.2	272.1	△ 1.5	188.3	188.8	0.3
40 ～ 44	298.1	295.6	△ 0.8	183.2	184.9	0.9
45 ～ 49	313.6	310.3	△ 1.1	180.8	180.0	△ 0.4
50 ～ 54	321.8	314.6	△ 2.2	175.8	176.2	0.2
55 ～ 59	303.9	299.4	△ 1.5	168.2	170.8	1.5
60 ～ 64	221.6	219.0	△ 1.2	148.9	144.9	△ 2.7
65 ～	200.1	204.0	1.9	148.8	153.4	3.1